

五等重要な勞農取締法案の制定改正は勞農運動の権利取締を目的として立派されたもので、尤も反動な資本家地主の法案である。三、六、七、は其の内容が示す如く社會政策的見地から立派された偽闇法である。

斯る抑壓偽闇法案か議會を一度廻らせしめられたなら勞働者農民の生活は徹底的に破壊せられる。これ等法案立法動機こそは直に資本の来る可き没落的假想に伴ふ勞農大眾の生活防衛闘争の反抗の波を掃蕩せんとして供せられた階級支配強化のための準備工作である。大眾の生活を犠牲にする事に依てのみ先放される階級的攻勢に對して吾々は斷呼反對せねばならぬ。對議會闘争として労働者農民のこの眞實の欲求を請願運動の闘争形態にて遂行する事は對議會闘争として尤も有効な形態の一つである。それは次の理由による。

2

- 一、生活防衛の爲の闘争である事。
 - 二、啓蒙的活動の爲の闘争である事。一署名闘争と結びついて尤も具体的な「經濟と政治」との關係に就き正しき理解を與へる啓蒙的活動であるから。
 - 三、眞況なる労働者農民の結合を計るものである事。労働者を如何にして組織運動に動員するか組織活動一般楷模。
- 一、本法案改正反対並に労働者保護法制定の爲に中心項目は次の如きものが決定されねばならぬ
 - 1、労働爭議調停法改正反対並に其の改廢
 - 2、健康保險法改正反対並に政府改正案反対
 - 3、小作法政府案反対、耕作權保證並に小作料減額の保護
 - 4、小作爭議調停法改正反対に其の改廢

3